

第七編 社會保險

第一 社會保險

概 説

悲慘なる労働者の状態を緩和する一手段として社會保險若くは労働保險の必要なことは今更論ずる迄もない。労働保險に關する議會に疾病保險法案を提出した——兩度とも審議未了に終つたが——憲政會が八月、失業保險の調査概要を公にした事、年末に至り農商務省に労働保險調査會の設置を見先づ健康保險案要綱が諮問せられ、労働保險の實行に一步を進めた事等であらう。簡易保險は今年も契約高に於て著しき好況を示したが、解約失效件數の多き點、積立金運用の點等より觀て、當初の目的たる細民救濟のため如何程の効績を挙げつゝあるやは疑問である。

1 憲政會の失業保險案

憲政會では江木翼氏の主唱により大正七

年以來失業に關する調査をなしつゝあつたが今年八月下旬先づ左の如き失業保險調査概要を公にした。

失業保險概目

第一 保險の種類 英國が強制主義の保險を實行するに至りたるは労働組合に於て數十餘年に亘りて實行し組合經費の三分の一を失業保險金に支拂ふ迄に十分なる成功を收めたるの好成績を見たるに因る初より強制主義の保險制を樹つる事は到底不可能なるは論を須ひず即ち原則としては便宜加入主義に依り一定數の加入者を得たる上は他の少數の不加入者に加入せしむるの義務を負はしむるを適當とすべきが如し

(イ) 年齢十六歳以下の者及見習職工

(ロ) 年齢六十歳以上の者

(ハ) 相當に高給を受くる工場工長

既に職工の失業を保險の對象とする以上は書記及技手の如きは包含せられざるものとす

第二 保險すべき職業の種類 英國の國營保險に於ては建築、造船、機械等七類の職工に限りて保險職業とせり、失業保險は一個人の上に落つる危險を多數人の間に分配し依て其の負擔を容易ならしめむとするものにして全然組織なき不秩序なる職業に迄及ぼることは到底不能なりと謂ふべし、殊に我が國最初の試みとして施行せむとするに際しては工業の基礎確立し職工の組織秩序立ちたる職業のみに限るを適當とすべき、例へば造船、機械、製鐵の如き是なり

第三 地方的區劃 國營を爲す場合に於ては職業の種類に限るとするも保險職業に就ては全

には組合の區域を地方的に限界するの必要ありと認む。例へば造船職を保險職業とし組合に於て保險を爲す場合に於て東京、横濱、浦賀、大阪、神戸、長崎（各其の附近地居住の職工を包含す）之區域を定むるが如し

第四 保險資格の限定 經營の精確を期し目的に恰當せしめんが爲には被保險資格を相當限定するを要すべし。例へば左に掲ぐる者の如きは資格なき者と爲すを可とすべし

(イ) 年齢十六歳以下の者及見習職工

(ロ) 年齢六十歳以上の者

(ハ) 相當に高給を受くる工場工長

既に職工の失業を保險の對象とする以上は書記及技手の如きは包含せられざるものとす

第五 保險機關 失業保險の機關は保險其のものが各國特異の發達を遂げたる結果其の軌を一にせず（イ）國家機關にて公營するあり（ロ）地方公共團體にて爲すあり（ハ）労働組合に於て之を兼營するあり（ニ）失業保險の目的の爲のみに組合又は金庫の制を設くるあり。之を國營と爲し殊に強制々度と爲すが如きは目的を達成する爲には頗る徹底的なりと雖も諸般の條件を具備するに非ざれば俄に行ひ難きものあるべし。地方團體に於て施行したるものゝ成績は歐洲の事例に於ては其の成功せるものを求め難きが如し。労働組合に於て他の互助事業と兼營を爲すものは其の成績頗る顯著なるものあり、就中國營前の英國の如き其の著しきものなり。保險組合又は保險金庫なる別個の法人を設け之を營ま

しむるは頗る廣く行はるゝ所にして其の成績亦頗る顯著なり。我が國に於ては労働組合の人格未だ認められず從て保険事業の業主たることを得ず假令既設の組合を法人と爲し失業保険の爲に特別會計を設けしめ之を經營せしむるこするも現時諸般の情況より推して其の適當なる所以を認め難きが如し、依て我が國に於ては各地方を區劃し之に保険組合は固より一種の公共的組合とし市町村と協同して此の公益事業を行うものとす、小地域を區劃させる公共組合とせらるは組合相互の間に監視を爲すに便ならしめ且市町村との協同に依りて一層其の目的を遂行せしむるに便ならしめむことを期するに依る。

第六 保険料 保険料の負擔は(一)職工(二)傭主(三)國家の三者に分任せしむるを適當とすべし。而して(イ)保険料の額又は率及(ロ)前記

三者間の負擔割合を定むるは全然數字を基礎とすべきものにして我が國に於て絶對に據るべきものなし。即ち保険料を定むるには保険給付及事務費の額を豫定するを必要とす。而して保険給付の總額を豫定するには職工一年間の労働日數、職工例へば千人に付失業者の數、各失業職工の失業日數、職工平均賃銀等の長年に亘る平均數字を基礎とすることを要す、此等の數字を基礎として「アカチュアリー」が各人の保険料及保険給付等を審定するに於て始めて事業の確實を期し得べきなり然るに我が國には全然據るべきものなきのみならず職業紹介統計の如き參照に加ふるときは却て危險なるものあるべし、依

て寧ろ外國の事例を參照し我が國工業の進歩的状態を考慮し最初の試みとして實行せんとせば架空の數字を擇ぶの外途なしと認む、最も整備せる制を有せる英國に於ては一週掛料金を原則とし左の如く法定せり

職工 二片二分の一

傭主 二片二分の一

國家 職工及傭主の合計額の三分の一即ち

週掛合計 六片三分の二

片三分の二

地方的保険組合に於て之を營むこせば職工の負擔能力を區分し料金の等級を定むるも必ずしも不可なるべし、依て原則として各職工月掛金を概略左の如きものと爲すも亦一法ならん歟

一等級

賃銀月額六十圓以上 月掛四十錢

二等級

賃銀月額五十圓以上六十圓未滿月掛

三等級

賃銀月額五十圓未滿月掛二十二錢

三等級

賃銀月額十五圓未滿月掛

三十三錢

三等級

賃銀月額十五圓未滿月掛

第八 給付發生事由及時期 保険給付發生の由は概ね左の如き事項にして給付を爲すは失業事後相當期間經過後に開始するを要す先づ五日後に開始するを適當とすべし

(イ) 工業上の恐慌による失業

(ロ) 工場の移轉に伴ふ失業

(ハ) 機械の改善破損火災等による失業

(ニ) 自己の意思に依りて職を去りたる者には給付せず

(ホ) 勞働争議に加はり爲に失職したる者には給付せず

(ヘ) 入獄したる者には給付せず

(ト) 質民救濟の救助を受くる者には給付せず

(チ) 本人の技能に適當したる職業を紹介せらる之を拒否したる者には給付せず

(リ) 過失其他本人の責に歸すべき事由に依り失業したる者には給付せず

(ヌ) 季節労働に從ふ者に在りて季節失業を爲したる者に給付せず

(ル) 外國に在住する者には給付せず

(イ) 失業者の給料に依り區別を設けず組合に於て平均賃銀を定め其の三分の一を保険給付被保險者の詐偽受給に對する監督の粗密に基くもの最も大なり、詐偽防止の方法として左の諸

法を探るを可とすべし

(イ)失業者をして日々保険組合に出頭せしむること

(ロ)検査員を派出し住宅訪問其の他調査を爲さしむること

(ハ)組合員に懸賞して詐偽密告を獎勵すること

(ニ)監督に就き市町村役場及職業紹介所の共助を求むること

第十一 補助及拂戻 本邦の工業は常に駆

駆乎として進み失業を出すの機歐洲の如く多がらずと雖も假りに本案の如くして職工、傭主、國家の三者の掛金を以て組合の保険基金を作るとするも場合に依り失業の數特に多くして給付を爲すに不足を生ずる虞なしと謂ふべからず。

又全然保険數字を基礎とせざるを以て初めより足否を測るの度なし。依て其の不足を生ずる場合に於て國家は不足を補填するの義務を負ふに非ざれば組合は初めより成立し得ざるなり。之に反し數年を経験し大に餘剰を生ずるを見るごとあるを期し難し、此の場合に於ては職工、傭主、國家に對し拂戻を爲すを相當とす。依て不足補填の爲にも補助並に餘剰ある場合の拂戻に付嚴密に規定するを適當とす但し餘剰ある場合の拂戻は傭主及國家に及ぼさず獨り職工にのみ及ぼすを或は政策上適當すべきか。英國々營保險に於ては五百週以上の掛金を爲し年齢六十歳以上に達したる職工に對し拂戻を爲すこと、せり

第十一 審査機關 保険に關し紛議の起りたる場合には簡易の機關に依り簡易の方法を以て

裁定することも最も必要なり而して該裁定の不服なる場合に限り裁判所に出訴せしむることと爲すを要す

第十二 其の他事項 前諸項の外待期、再給付、掛金仕拂方法、仕拂時期等尙幾多の重要事項に關しては各相當の規定を爲すを要す

2 労働保険調査會の設置

農商務省では労働保険制度設置の急務なるを認め數年前から我が國工場労働者の災害並に疾病の状況及び之が治療日數、労働者の労働可能年齢、其の他の調査に従事し

昨年から更に勞働者の生計状態及び労働賃金に關する調査を遂げ是れ等の調査材料を基礎として労働保険に關する基礎案作成中であつたが既に其の作成も終了したので該

基礎案を諮詢し具體的立案をなさしむるため労働保険調査會なるものを設置する事となり十二月十日官制公布十二月委員長委員三十名臨時委員幹事各四名の任命を見た、

同調査會は十二月十九日第一回總會を開きしを始めとし今年中に總會を開く事五回、農商務省提出の健康保険法案要綱を審議した。

3 健康保険法案

労働保険調査會第一回總會に對し農商務省から提出した健康保険法案要綱は左の如くである。

健康保険法案要綱

一、被保険者の業務上及業務外の疾病負傷及死亡並に分娩を健康の保険事故とする事

第一 保険事故

一、被保険者の業務上及業務外の疾病負傷及死亡並に分娩を健康の保険事故とする事

第一 被保険者

甲 強制加入者

二、工場法甲又は礦業法の適用を受くる事業に使用せらるゝ者を健康保険の被保険義務者とする事

但し左の各號の一に該當する者を除く事

一、常備にあらざる者
二、一年の報酬千二百圓を超ゆる職員

乙 任意加入者

三、左の各號の一に該當する事業の事業主は主務大臣の認可を得て其の事業及び之に附屬する事業に使用する者にして前項但書各號に該當せざるもの、全部を包括して健康保険に加入せしむることを得る事。但し此の場合に於ては事業主は豫め被保険者と爲る可き者二分の一以上の同意を得る事を要すること

一、砂鐵業、石切業其の他の礦物採取業にて鑄造法の適用を受けざるもの
二、物の製造 加工、選別、包裝、修理若くは解體を爲す事業又は電氣若くは動力の發生、變壓若くは傳導を爲す事業にして工場法の適用を受けざるもの

- 三、土木工事又は工作物の建設、保存、修理
若くは破壊の工事にして主務大臣の指定するもの
- 四、地方鐵道法又は軌道條例の適用を受くる事業
- 五、前號に掲ぐる以外の陸上に於て爲す貨物又は旅客の運送業にして主務大臣の指定するもの
- 六、貨物の積卸業
- 七、前各號に掲ぐるものゝ外勅令を以て指定したる事業
- 四、作業の場所二以上ある事業に在りて包括任意加入に就ては主務大臣は便宜其の一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做すことを得ること
- 五、被保險者たる資格を喪失したる者にして喪失前の一年に於て百八十日以上被保險者たりしもの又は喪失の際引續き六十日以上被保險者たりしものは任意に繼續し仍て百八十日間被保險者たることを得ること
- 丁 本法適用の除外
- 六、政府より給與金を受くる相互救濟を目的とする組合の設けある政府の事業に使用せらるる者に關しては本法を適用せざること
- 戊 被保險者たる資格の發生及消滅
- 七、被保險者たる資格は左に掲ぐる日に發生するこさ
- 一、第二項に掲ぐる事業又は任意包括加入あらるこさ
- 二、解雇せられたる日
- 三、第二項但書各號に該當するに至りたる日受けざるに至りたる日

- 二、第二項但書各號に該當せざるに至りたる日
- 三、本法施行後工場法の適用を受くるに至りたる事業に適用前より引き継き使用せられる者に在りては適用を受くるに至りたる日
- 四、任意包括加入ありたる事業に加入前より引き継き使用せらるゝ者に在りては加入の認可ありたる日
- 五、任意繼續加入者に在りては加入の意思表示の保険者に到達したる日
- 八、其の事業に使用する者を括して健康保険に加入せしめたる事業主は主務大臣の認可を得て其の使用する被保險者の全部を保険より脱退せしむることを得ること 但し此場合に於ては事業主は豫め被保險者四分の三以上の同意を得ること 脱退は其の認可ありたる日の翌日より其の効力を生ずること
- 九、任意繼續加入者は任意に保険より脱退する事を得ること 脱退は其の意思表示の保険者に到達したる日の翌日より其の効力を生ずること
- 十四、事業上の性質上季節に依り著しく其の使用する被保險者の數員を異にする事業に在りては前二項の員數は一年に三箇月以上之を持續するを以て足ること
- 十五、主務大臣は當時五百人以上の被保險義務者を使用する事業の事業主に對し健康保険組合の設立を命ずることを得ること
- 十六、作業の場所二以上ある事業に在りては健康保険組合の設立に就ては主務大臣は便宜其の一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做すことを得ること
- 十七、健康保険組合は法人とすること
- 十八、健康保険組合の設立者は規約を作り主務大臣の認可を受くることを要すること
- 十九、健康保険組合は規約の認可に依り成立す

第三 保険者

甲 保険者の種類

十一、健康保険の保険者は之を政府及健康保険組合の二とするこ

十二、當時百人以上の被保險者を使用する事業の事業主は主務大臣の認可を得て健康保険組合を設立する事を得る事

十三、二以上の事業を經營する事業主又は二以上の事業主は主務大臣の認可を得其の事業に使用する被保險者を併せて健康保険組合を設立する事を得ること 此の場合に於ては被保險者の員數は合算して百人以上あることを要するこ

ること

二十、健康保険組合成立したときは主務大臣は組合設立の旨を告示すること組合は其の告示ある迄其の成立を以て對抗することを得ること

二十一、健康保険組合成立したときは事業主及び其の事業に使用せらるゝ被保險者は總て組合員たること

二十二、規約に定むることを要する事項は命令を以て之を定むること

二十三、規約の變更は主務大臣の認可を受くることを要し主務大臣必要と認むるときは規約の變更を命することを得ること

二十四、主務大臣は何時にも組合の事業に関する報告を徵し事業に付認可を受けしめ事業

及財産の状況を検査し其の他監督上必要な命令を發し又は處分することを得ること

二十五、健康保険組合の決算又は役員の行爲にして法令、主務大臣の命令若しくは規約に違反し又は組合員の利益を害し若くは害するの虞ありと認むるときは主務大臣は左の處分を爲すことを得ること

一、決議の取消
二、役員の解職
三、組合の解散

二十六、前數項に掲ぐるもの、外健康保険組合の設立、告示、管理、分合、解散、清算其の他組合に關し必要な事項は勅令を以て之を定むること

二十七、健康保険組合の組合員たる被保險者は

之を其の組合の保険に付し健康保険組合の組合員に非ざる被保險者は之を政府の保険に附すること

第四 標準日給

二十八、保険給付及保険料算出の標準とする爲被保險者を其の報酬の額に依り等級に分ち各等級に標準日給を定むること

二十九、報酬の額は事業に使用せらるゝ者が労務の對價として事業主より受くる賃金又は俸給及之に準ずべきものを總計して之を定むること

第五 保険給付

甲 疾病及負傷に關する給付

三十、被保險者疾病に罹り又は負傷したる時は疾病に罹り又は負傷したる日より療養の給付を爲すこと

三十一、療養上必要と認むる場合に於ては保険者は被保險者に看護人を附し又は被保險者を病院に收容することを得ること

三十二、療養の給付を爲すこと困難なる又は被保險者の申請ありたる場合に於ては保険者は命令の定むる所に依り金錢給付を以て療養の給付に代ふることを得ること

三十三、被保險者療養の爲勞務に服すること能はざることは不能の第四日より傷病手當金として不能の期間一日に付標準日給の百分の六

十に相當する金額を支給すること

三十四、療養の給付及傷病手當金は同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に付百八十日を超えて之を支給せざること

業務上の事由に因らずして疾病に罹り又は負傷したる場合に支給すべき療養の給付又は傷病手當金は保険者の一事業年度内百八日を超過して之を支給せざること

三十五、傷病手當金の支給を受くる期間は前項に拘らず療養の給付を受くることを得ること

三十六、病院に收容したる被保險者に對して支給すべき傷病手當金は命令の定むる所に依り之を減額することを得ること

乙 死亡に關する給付

三十七、被保險者死亡したるときは葬祭を行ふ遺族に葬祭料として二十圓を支給し葬祭を行ふ遺族なきときは葬祭を行ひたる者に二十圓以内に於て其の葬祭に要したる費用を支給すること

丙 分娩に關する給付

三十八、被保險者分娩したるときは分娩費として二十圓を分娩の前後労務に服せざりし期間出產手當金として一日に付標準日給の百分の六十に相當する金額を支給すること

三十九、出產手當金の最長支給期間は勅令を以て之を定むること

四十、保険者は被保險者を産院に收容し又は助産の手當を爲すことを得ること、此の場合に於て被保險者に對して支給すべき分娩費及出

産手當金は命令の定むる所に依り之を減額することを得ること

四十一、分娩に關する給付に就ては勅令を以て分娩前一定の期間被保險者たりし者に非ざれば之を支給せざることを定むることを得ること

四十二、出産手當金と傷病手當金とは之を併給せざること

四十三、分娩前に其の所屬保險者を變更したる者に對し分娩に關して支給したる保險給付は勅令の定むる所に依り之に要したる費用を各保險者に負擔せしむること

丁 保險給付の支給方法

四十四、保險給付の支給方法に關する事項は命令を以て之を定むること

四十五、保險者必要ありと認むるときは保險給付を受くる者を検診せしむることを得ること

戊 給付請求構の繼續

四十六、保險より脱退し又は被保險者たる資格を喪失したる際疾病又は負傷に關し保險給付を受くる者は被保險者として給付を受くることを得べき期間引續き同一保險者より其の給付を受くることを得ること

四十七、被保險者たりし者保險より脱退し若くは被保險者たる資格を喪失せる後又は前項に依る給付を受けざるに至りたる後九十日内に死亡したる時は葬祭を行ふ遺族又は葬祭を行ひたる者は最後の保險者より葬祭料又は葬祭に要したる費用の支給を受くる事を得ること

四十八、被保險者たりし者保險より脱退し又は被保險者たる資格を喪失したる後勅令を以て定むる期間内に分娩したる時は最後の保險者より分娩に關し被保險者として受くることを得べき保險給付を受くることを得ること

己 給付請求権の制限

四十九、任意繼續加入者に對しては繼續加入前に生じたる保險事故に付保險給付を爲さざること

五十、疾病、負傷又は分娩の場合に於て引續き報酬の全部又は一部を受くることを得べき者に對しては命令の定むる所に依り之を受くることを得べき期間傷病手當金又は出産手當金の全部又は一部を支給せざること

五一、被保險者又は被保險者たりし者自己の犯罪行為、故意又は不行跡其の他重大なる過失に因り危険事故を生ぜしめたるときは保險給付を爲さざること 但し療養に關しては命令を以て別段の定を爲すことを得ること

五十六、詐欺其の他不正の行爲に因り保險給付を受け又は受けんとしたる者に對しては保險者は期間を定め保險給付の全部又は一部を支給せざることを得ること

五十七、正當の理由なくして検診を拒みたる者に對しては保險者は保險給付の全部又は一部を支給せざることを得ること

庚 給付の擴張

五十八、健康保險組合は其の規約に依り保險給付の範圍を擴張し又は被保險者の家族の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し保險給付の一部を支給することを得ること

辛 給付請求権の時効

五十九、保險給付を受くべき権利は一年を経過したるときは時効に因り消滅すること

壬 給付と損害賠償請求権との關係

六十、保險給付を受くる者保險事故に付第三者に對し損害賠償を請求することを得べき場合

留置せられ又は感化院に入院せしめられたるとき

五十四、國又は公共團體の負擔に於て傳染病院、隔離病舎又は療養所に收容せられたる者に對しては療養の給付を爲さざること、此の場合に支給すべき傷病手當金は命令の定むる所に依り之を減額することを得ること

五十五、療養に關する指揮に従はざる者に對しては保險者は之に支給すべき傷病手當金を減額することを得ること

五十六、詐欺其の他不正の行爲に因り保險給付を受け又は受けんとしたる者に對しては保險者は期間を定め保險給付の全部又は一部を支給せざることを得ること

庚 給付の擴張

五十八、健康保險組合は其の規約に依り保險給付の範圍を擴張し又は被保險者の家族の疾

病、負傷、死亡又は分娩に關し保險給付の一部を支給することを得ること

辛 給付請求権の時効

五十九、保險給付を受くべき権利は一年を経過したるときは時効に因り消滅すること

壬 給付と損害賠償請求権との關係

六十、保險給付を受くる者保險事故に付第三者に對し損害賠償を請求することを得べき場合

に於ては保険者は之に支給したる保険給付の限度に於て請求権者に代位して損害賠償の請求を爲すことを得ること

第六 財 源

甲 國庫の補助

六十一、國庫は健康保険事業に要する費用の一部を補助すること

六十二、補助として國庫の支出すべき金額は平均被保險者數に應じ一被保險者に付一年二圓の割合を以て之を定むること

平均被保險數の定め方に關する事項は勅令を以て之を定むること

乙 保険料及其の負擔者

六十三、健康保険事業に要する費用に充つる爲保険料を徵收すること

六十四、保険料の定め方に關する事項は勅令を以て之を定む

六十五、保険料は原則として被保險者被保險者を使用する事業主各其の二分の一を負擔すること

六十六、保険料の負擔に付ては左の例外を設くること

(一)業務上の事由に因る疾病、負傷又は死亡の危険率高き事業に在りては命令の定むる所に依り事業主の負擔すべき保険料の割合を増加することを得ること

(二)少額の報酬を受くる被保險者に關しては勅令の定むる所に依り事業主の負擔すべき

保険料の割合を増す加ることを得ること

(三)被保險者の負擔すべき保険料の部分が一日に付標準日給の百分の三を超ゆること

其の超過部分は事業主の負擔とすること

(四)任意繼續加入者は保険料の金額を負担すること

るこ

六十七、健康保険組合は前二項に拘らず其の規約に依り保険料の負擔の割合を被保險者の利益に變更することを得ること

丙 保険料の免除

六十八、被保險者左の各號の一に該當する場合に於ては其の期間保険料を徵收せざること

(一)傷病手當金又は出產手當金の支給を受くるこ

(二)陸海軍に召集せられたるとき

(三)本法施行地域外に在るとき

(四)監獄、拘留場又は労役場に拘置若は留置せられ又は感化院に入院せしめられたるとき

丁 保険料の徵收

六十九、保険料は任意繼續加入者に關するもの

の外事業主より之を徵收すること

任意繼續加入者に關する保険料は本人より之を徵收すること

七十、事業主は其の拂込るべき保険料中被保險者の負擔すべき部分を命令の定むる所に依り被保險者に支拂ふべき報酬より控除することを得ること

七十一、保険料の滯納者に對しては市町村又は之に準すべきものをして國稅滯納處分の例に

依り之を處分せしむること此の場合に於ては徵收金額の百分の三を市町村又は之に準すべきものに交付すること

七十二、前項の徵收金は市町村其の他之に準すべきものゝ徵收金に次ぎ他の公課及債權に先ちて之を徵收し其の追徵、還付及時効に關しては國稅の例に依ること

七十三、前數項に掲ぐるものゝ外保険料の徵收及還付に關する事項は命令を以て之を定むること

第七 保険者の特別施設

七十四、保険者は被保險者の健康保持の爲必要なる施設を爲すことを得ること

七十五、左の各號の一に該當する場合に於ては保険者は所定の給付期間を越えて療養を要する者に對し引き續き療養の給付を爲すことを得ること

(一)他の法令の規定に依り事業主より扶助を受くることを得る者に付其の事業主より申請ありたるとき

(二)前項に掲ぐる以外の場合に於て療養に要する費用を償還す可きことを約して本人又は第三者より申請ありたるとき

七十六、第五十項に掲ぐる者疾病負傷又は分娩の場合に於て其の受くることを能はざりし報酬の全部又は一部を受くることを得べかりし場合に於ては保険者は之に對し傷病手當金又は出產手當金を支給することを得ること此の場合に於て保険者の支出したる金額は保険料徵

收の手続きに準じ事業主より之を徴収すること

と

八十三、保険官廳は被保險者を使用する事業に對し前項に掲ぐる事項に關する文書の掲示を命ずることを得ること

第八 健康保険に關する特典

七十七、健康保険に關しては印紙税を課せざること

七十八、健康保険の事務に關する郵便物は無料と爲すことを得ること

七十九、健康保険の被保險者、被保險者たりし者又は保險者は被保險者又は被保險者たりし者の戸籍事務を管掌する者又は其の代理者に對し無償にて證明を求むることを得ること

八十、保險給付に關しては左の保護を加ふること

(一) 保險給付を受くべき権利の譲渡又は差押を禁ずること

(二) 保險給付として支給を受けたる金品を標準として租稅又は其の他の公課を課せざること

第九 能力に關する規定

八十一、被保險者たる又は被保險者たらんとする無能力者は健康保険に關し保險者又は事業主との間に於て爲す行爲に付ては之を能力者と看做すこと

第十 事業主の報告義務

八十二、被保險者を使用する事業主は其の使用者の異動報酬其の他健康保険の施行に必要な事項に關する文書の提示を拒みたる事業主は罰金に處すること

第十一 審査及裁決

八十七、左に掲ぐる事項に關する保険官廳又は健康保険組合の決定に對しては其の決定を爲したる官廳又は組合に對し異議の申立を爲すことを許すこと 但し次項に依り其の決定を爲したる官廳又は組合を監督する官廳に不服の申立を爲すことを許すこと

(一) 保險給付の全部又は一部の支給の拒否

(二) 傷病手當金分娩費又は出産手當金の減額

(三) 療養の給付に代へて支給する金錢給付の額及葬祭を營みたる者に對して支給する葬祭費用の額

第十一 事業に對する制裁

八十四、健康保険組合の設立を命ぜられたる事業主正當の理由なくして主務大臣の指定する期間内に組合を設立せざるべきは保險料徵収の手続きに準じ事業主より設立の遲延したる期間其の負擔すべき保險料の二倍以内に相當する金額を徵収すること

八十五、事業主正當の理由なくして保險者に對し命令の定むる期間内に被保險者たる資格の發生及喪失に關係ある事項の通知を爲さざるときは保險料徵収の手續に準じ事業主より通知の遲延したる期間通知なかりし者に對し支給したる給料の價格の二倍以内に相當する金額を徵収すること

八十六、正當の理由なくして保險官廳に對し使用者の異動報酬其の他健康保険の施行に必要な事項に關する文書の提示を拒みたる事業主は罰金に處すること

(四) 第五十一項第五十五項第五十六項又は第五十七項に依り保險給付の全部若しくは一部の拒否又は傷病手當金の減額

(五) 保險事故が業務上の事由に因りたるものなりや否

(六) 第七十ニ項第八十四項又は第八十五項に依る徵收金

八十九、異議又は不服の申立ありたるときは其の申立を受けたる保險官廳又は健康保険組合は之に附屬する審査會の審査に依り裁決を爲すことを

九十一、前項の裁決に對しては其の裁決を爲したる官廳又は組合を監督する官廳に不服の申立を爲すことを許すこと

九十一、前項の不服の申立ありたるときは其の申立を受けたる官廳は之に附屬する審査會の審査に依り裁決を爲し此の裁決に對しては不服の申立を許さること

九十二、異議又は不服の中立は保険官廳又は健康保險組合の處分又は決定の執行を停止せざること

九十三、審査會の組織其の他之に關する事項は勅令を以て之を定むること

九十四、被保險者の所屬又は分娩に關する保險給付の分擔に付保險者間に爭あるときは主務大臣之を決定し其の決定に對しては異議の申立を許さざること

尙ほ十一月二十一日の労働保險調査會

第三回總會に提出されたれ健康保險施行目論見書左の如し

健康保險

施行目論見書

被保險者概數

	男	女	計
民業	三三、七八	二四五	六四、一三
空、六一	二一	八三、九四	一〇四
合計	一、五〇、四九	二、六六	一、五〇、三七
疾病負傷に因る療養休業日數	一	一	一
△保險者一人に付	（一）工場に於ては年八日 （二）鐵山に於ては年に十五日 △死亡率		
被保險者千に付年に十			
△分娩率			

右夫女子百に付年に二十五

△有夫者割合女子百に付

工場に於ては二十五
鐵山に於ては七十

給付費用

被保險者數及危險率を根據として保險給付に要する費用を算定すれば次の如くである（職工とあるは職員をも包含す）（單位千圓）

職工	男	女	計
傷病手當金	一七五	四三三	六一八
葬祭料	三三	一七六	四八〇
分娩費	一七五	一七五	三五〇
出產手當金	一七五	一七五	三五〇
事務費	一七五	一七五	三五〇
積立金資源	二七五	二七五	五五〇
計	三八三	二六七	六四〇

職工	男	女	計
傷病手當金	一七五	四三三	六一八
葬祭料	三三	一七六	四八〇
分娩費	一七五	一七五	三五〇
出產手當金	一七五	一七五	三五〇
事務費	一七五	一七五	三五〇
積立金資源	二七五	二七五	五五〇
計	三八三	二六七	六四〇

ば次の如くである（單位千圓）
更に被保險者一人當りの費用を見るに次
の如くである

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均
保險費用年額	一八・三	三・三
保險料年額	六・三	一・三
保險料率	三・三	七・三
國庫補助金	三九	八
保險料年額	三七	三五八
總計	三七	三五八
計	三七	三五八

職工	鐵夫	平均

<tbl_r cells="3" ix="5" maxcspan="1" maxrspan="1" used

(イ) 大正十年自十一月事業成績一覽表

事務費合計一八〇
一八〇
一八〇
一八〇

遞信省では簡易生命保険實施當時の大正五年に比べれば今日の物價騰貴其の他による生活費向上著しきものあるに鑑み簡易生命保険の最高額を現在の二百圓より五百圓に引上げんとするの意嚮を有して居るが之を知りたる民間生命保険業者は五月以來屢

生命保險協會に會合を催し(一)簡易保險が
五百圓以下のもの八割を占めて居るに徴
しても之を擴張するの必要なき事明かであ
り(二)普通　險金額中五百圓以下のものは
四割四分を占め千圓以上のものは一割に過
ぎぬ從つて五百圓以内のものは寧ろ普通生
命保險の範圍である、今之を擴張する時は
則ち普通保險の範圍を侵害する事になると
云ふ事を重なる理由として頻りに引上げ反
げる

對の意を表明しつゝある。

(口) 職業別統計表
(大正九年度末現在)

(ハ) 大正十年度積立金貸付状況

(大正十年十二月末現在)

事業種別 積立金 預金部資金 合計 参考

住宅	二、〇一、五〇	二三　、〇〇	二、三一、五〇
共同宿泊所	一五、〇〇	一	一五、〇〇
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇
公益市場	二五、〇〇	一	二五、〇〇
實費診療事業	二三、〇〇	一	二三、〇〇
産院	一八〇、〇〇	一	一八〇、〇〇
公設職業紹介所	三五、七〇	一	三五、七〇
公設質屋	元、三〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇
公設託児所	七、五〇	一	七、五〇
公益浴場	三一、〇〇	一	三一、〇〇
肺結核療養所	一	四〇、〇〇	四〇、〇〇
小學校	二、四五、三〇	一	二、四五、三〇
合計	二、七三、八〇	三、二〇、〇〇	九、九三、〇〇
住宅組合等に對する道府縣への配當	一九、六〇、〇〇	九、六三〇、〇〇	二八、二三〇、〇〇
小學校	一、四七、六〇	一	一、四七、六〇
合計	四、四六、一〇	一〇、〇〇、〇〇	一四、六六、一〇

(ニ) 簡易生命保険積立金貸付状況總括

第二 職工貯蓄

(農商務省調査に據る)

工場法の施行と共に職工の貯蓄金は一時

備考 肺結核療養所は預金部資金供給の關係上之を掲ぐ、貸付の額中には貸付見込をも之を含む

ある。

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇	一	四三、〇〇	

事業種別	積立金	預金部資金	合計	参考
住宅	六、七〇、一〇	元、八三、四〇	六、五三、五〇	
共同宿泊所	一五、〇〇	四五七、五〇	四五七、五〇	
簡易食堂	二七、〇〇	一	二七、〇〇	
公益市場	一、一〇〇、〇〇	一、三五、五〇	一、三五、五〇	
食糧及日用品廉價供給事業	四三、〇〇			

事が其の主因だらうと思はれる。

次に大正七年に於ける管理方法別による

数字（北海道、長崎、千葉、茨城、愛知、静岡、石川、福井、和歌山、徳島、愛媛、高知、大分、佐賀、熊本及宮崎の一十五縣の計數）を示せば次の如し

工場	職工數	金額	貯蓄金額
		一円	一人當り
郵便貯金	二千五百	二五、七七	二三、三一・七七
銀行貯金	二千五百	二五、六四	三七、九八・六三
工場貯金	三千五百	三五、〇三	二一四、二一・九三
信用貯金	二千五百	三一、三一	一、二四・五〇

郵便貯金	銀行貯金	工場貯金	信用貯金
二千五百	二千五百	三千五百	二千五百
二五、七七	二五、六四	三五、〇三	三一、三一
二三、三一・七七	三七、九八・六三	二一四、二一・九三	一、二四・五〇
七、三二	一四、五二	九、西一	九、西一

(イ) 每一億圓増加状態

貯金額	上段金額に達せし時期	之に要せし時日	當時預金一人當り貯金額
一億圓	明治四十一年六月	三十三ヶ年	五億圓
二億圓	大正三年七月十三日	六年一ヶ月	六億圓
三億圓	六年一月十二日	二年六ヶ月	七億圓

四億圓	六年十月九日	九ヶ月	二四・三〇・四
五億圓	七年八月四日	十ヶ月	二七・一一・三
六億圓	八年六月二十一日	十月	二九・二〇・九
七億圓	九年一月十三日	七ヶ月	三一・七八〇
八億圓	九年七月九日	六ヶ月	三四・五〇・三
九億圓	十年十月十日	一年三ヶ月	三六・四四・三

(ロ) 最近五ヶ年間貯金靜態的及動態的概況

六年八月四日	七年八月四日	八年八月四日	九年八月四日	十年八月四日
人	人	人	人	人
二千五百、〇〇九人	二千五百、七〇八人	二千五百、七〇八人	二千五百、七〇八人	二千五百、七〇八人
三五、三一、九三円	四九、八三、八〇七円	四九、八三、八〇七円	四九、八三、八〇七円	四九、八三、八〇七円
二三・一〇一円	三七・一五三円	三七・一五三円	三七・一五三円	三七・一五三円
六年七月中	七年七月中	八年七月中	九年七月中	十年七月中
四、四六、〇〇四円	六、〇八、六〇六円	六、二九、三九二円	五、七四、八九二円	五、八九、六三二円
三四、二〇〇、三三二円	四九、一〇〇、三五二円	六一、五九、九三二円	七、四三、六三二円	七、五七、九六〇円
七・七三	七・五七	九・六六	一三・八三	二・九五
平均 一口預金	平均 一口預金	平均 一口預金	平均 一口預金	平均 一口預金

計 三六一〇、四四二、四八五、六九・八〇三、三、三

漸次増加の趨勢を接續し經濟界の好況と共に

に六年一月には三億圓同年十月には四億圓に上り七年八月には五億圓八年三月には六億圓に達し九年十二月末には八億四千萬圓達した。殊に同年十月煥發された戊申詔書は一般國民の勤儉治產思想を助長し當局者も熱心なる貯蓄獎勵と相俟て尙一層の増加を示し大正元年九月には二億圓に達し爾來増減常でなかつたが大正三四年戰役開始後左に郵便貯金に關する統計を掲げる

來り十月に至つて遂に九億圓を突破するに至つた。

超ゆるに至つた。本年に入りては四月迄を超ゆるに至つた。本年に入りては四月迄を超ゆるに至つた。本年に入りては四月迄を超ゆるに至つた。

拂

戾

平均一口金額數

1900年四月二日

三七口

一、三六九、二〇三
四三、三五、九七五
三一・五七

一、五、三、八、六、五

一、三七、五
五一、四九、〇
三七、六九

(六) 大正九年未人口一人當貯金額
内地各府縣現住人口一人當に平均すれば十四
口五十錢餘である、又之を府縣別に觀察するに
東京三十二圓九十錢を最高とし徳島二十六圓三
十錢福井二十五圓四十錢之に並き最低は沖繩六
十錢である、而して平均以上は三府十一縣であ
る。

内地各府縣現住人口百人當貯金預人員は平均三十九人である。更に之を府縣別に觀察するに滋賀七十九人を最高とし宮城六十三人、奈良五十人、京都五十六人、島根五十四人、東京五十三人之に亞き最低は沖繩八人である而して平均以上は三府十三縣である。

九八七六五四三二
年年年年年年年

九、六八、九五
二、九四八
一〇、一三、八二
一〇、五九四、九七
一、七九八
二、三六九、九四
五、三八
一、二九、九六
八、五六
三、三六、九八
一三、六七三、二九
一、六四〇

(未) 同年末現在預人員及金額職業別

(一)郵便貯金及銀行貯蓄預金各現在高
翠平七交

年次 郵便貯金 銀行貯金
明治四十四年 一一、六八七、〇四円 八、三一、八七円
大正元年 三、五七、一〇四 八、六九、二五〇

大明年
正治四十
九八七六五四三二一

年次	郵便貯金 内	銀行貯金
明治四十四年	一八三、五三三、七三三	一三、五七〇、三〇
大正元年	一九七、二九三、七九九	一六、四三三、四四
大正二年	一九五、六七三、七九三	一六、五三三、四八
大正三年	一九六、八九六、六九八	一五、六四一、八一
大正四年	三二、八四三、五五七	一九三、〇六六、九三
大正五年	二九八、五六五、五三三	二五三、六七七、七二
大正六年	四六、九四七、四五七	三四、〇〇〇、六二
大正七年	三三、六三八、七八四	三三、五五、一九
大正八年	六七、二三七、一〇五	五四二、五五六、一三
大正九年	八四七、〇三、七〇七	五六四、三二、五七
大正十年	一五・七三	二〇・三三
大正十一年	一五九九	一九三三
(三)預入一人當預金額	郵便貯金 内	銀行貯金 内
明治四十四年	郵便貯金 内	銀行貯金 内
大正元年	郵便貯金 内	銀行貯金 内

年	米價 (文)	郵便貯金 (文)
1905	1.8	0.1
1906	1.9	0.2
1907	2.0	0.3
1908	2.1	0.4
1909	2.2	0.5
1910	2.3	0.6
1911	2.4	0.7
1912	2.5	0.8
1913	2.6	0.9
1914	2.7	1.0
1915	2.8	1.1
1916	2.9	1.2
1917	3.0	1.3
1918	3.1	1.4
1919	3.2	1.5
1920	3.3	1.6
1921	3.4	1.7
1922	3.5	1.8
1923	3.6	1.9
1924	3.7	2.0
1925	3.8	2.1
1926	3.9	2.2
1927	4.0	2.3
1928	4.1	2.4
1929	4.2	2.5

遞信省の調査に依れば最近二十ヶ年間に於ける個人の郵便貯金額と正米相場とを對比するに大體に於て一人當り預金額は米一石の價格を中心に増減して常に之に近づかんとする傾向を有するものの如く最近十ヶ年の雙方平均相場を示せば左の如くである

特別工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	合計
長野縣下職工貯蓄	自大正九年三月 至大正九年十二月	二、五七〇	三九四六六	一六一元、四八三
貯蓄者數	調査工場數	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	四七二二一	二五二一〇、七六〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一四、二五・五	一四、二五・五	一四、二五・五
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一〇、七六・〇	一〇、七六・〇	一〇、七六・〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	四、七八・三	四、七八・三	四、七八・三
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	二二、五六七・三	二二、五六七・三	二二、五六七・三
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一〇、一四八・三	一〇、一四八・三	一〇、一四八・三
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	三、七七一	三、七七一	三、七七一
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	七、八七六	七、八七六	七、八七六
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	二二、五〇四	二二、五〇四	二二、五〇四
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一、四九九	一、四九九	一、四九九
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一、五九・七	一、五九・七	一、五九・七
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	六、二七九・〇	六、二七九・〇	六、二七九・〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一五二、四九・〇	一五二、四九・〇	一五二、四九・〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一三七、三〇三・八	一三七、三〇三・八	一三七、三〇三・八
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	100、一八七・六	100、一八七・六	100、一八七・六
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一四、六〇〇・〇	一四、六〇〇・〇	一四、六〇〇・〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	三、三三・六	三、三三・六	三、三三・六
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	一七一、二八五・四	一七一、二八五・四	一七一、二八五・四
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	三〇、六一九・〇	三〇、六一九・〇	三〇、六一九・〇
貯蓄金總額	白岩田田諸牧澤井輕本丸謙岡谷訪子田那遠穗那見富士富田草田和富高赤伊那伊那	二七、七六五・六	二七、七六五・六	二七、七六五・六

愛知縣下職工貯蓄
(大正九年十二月末現在)

